

尾張旭市障がい児相談支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市障がい児相談支援事業業務委託を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市障がい児相談支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

尾張旭市障がい児相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 見積限度額

81,960,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 令和9年4月1日時点で、児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

選定日程は、次のとおりとする。

内容	月日
公募開始	令和8年10月9日（金）
質問受付期間	令和8年10月9日（金）から10月16日（金）
質問回答期限	令和8年10月23日（金）
参加表明書提出期限	令和8年10月30日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年11月13日（金）
プレゼンテーション	令和8年11月19日（木）
選定結果通知	令和8年12月4日（金）頃
契約に関する協議	別途通知
契約締結	令和8年12月16日（水）頃

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

8 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式6）に記入し、令和8年10月16日（金）午後5時までに健康福祉部地域福祉課へ電子メールにより提出すること。

- (2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめのうえ、令和8年10月23日（金）までに回答する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による事業者選定に公平性を保てな

い場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式１）：原本１部

(2) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部地域福祉課

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和８年１０月３０日（金）午後５時まで（必着）

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、５に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式２）：原本１部、写し５部

イ 企画提案書（様式任意）：原本１部、写し５部

ウ 参考見積書（任意様式）：原本１部

エ 団体概要（様式３）：原本１部、写し５部

オ 業績実績（様式４）：原本１部、写し５部

カ 業務実施体制（様式５）：原本１部、写し５部

キ 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）を行っている場合は、それを証する書類：写し６部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書の様式規格はＡ４規格・縦（Ａ３規格の折込可）とし、１２ページ以内で文字サイズは１１ポイント以上とする。

イ 見積書の金額は、経費ごとに金額の明確を記載し、消費税等を含んだ総額金額とすること。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部地域福祉課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年11月13日（金）午後4時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和8年11月19日（木）午前10時から順次実施

※ 提案者ごとの詳細な時間については、参加申請を締め切った後、個別に通知する。

(2) 実施場所

尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室

(3) 時間配分

各参加者30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間及び準備時間は含まない。

(4) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書を基にプレゼンテーションすること。

イ 企画提案書以外の追加資料の使用は認めないが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルやプロジェクター等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は4名までとする。

12 辞退

参加表明書の提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を担当窓口に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な扱いもしない。

13 企画提案書の審査

(1) 審査方法

企画提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、配点は、基本的審査項目95点、社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目5点の100点とする。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、選定した事業者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記13の企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

15 その他の留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けない。
- (6) 提案期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (10) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所健康福祉部地域福祉課障がい福祉係（担当：岩永）

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8142（直通）

0561-53-2111（代表） 内線304

電子メール：fukusi@city.owariasahi.lg.jp